

標題

燃料消費実績の報告に関する規則(IMO DCS)対象船
の Survey Status への Note 追加に関するお知らせ

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1159
発行日 2018年8月9日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1139 にてご案内しておりますとおり、MARPOL 条約 付属書 VI の改正が 2018 年 3 月 1 日に発効し、船舶エネルギー効率管理計画書(SEEMP: Ship Energy Efficiency Management Plan)の所持が要求される船舶であって、総トン数 5,000トン以上の船舶には、燃料消費実績の報告に関する規則(以下、IMO DCS)が適用されます。

IMO DCS では、2018 年 3 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶(新造船)は引渡日まで、それ以外の船舶(現存船)は 2018 年 12 月 31 日までに、旗国主管庁又は代行機関(RO)により承認された燃料消費量等に関するデータの収集及び報告手順書(SEEMP Part II)及び確認書(COC: Confirmation of Compliance)の船上所持が要求されます。

弊会に登録されております現存船のうち、およそ 6500 隻が上記要件の適用対象となり、現在、弊会では各主管庁からの代行権限の下に、SEEMP Part II 審査及び確認書の発行*を行っていますが、これら対象船の管理会社様への周知及び注意喚起を目的として、2018 年 12 月 31 日までの期間、対象船のサーベイスステータス(Survey Status)に、以下の Note を追記致します。
(*リベリア等、一部の主管庁は確認書の発行は主管庁が行います。)

"Note: The vessel is requested to retain on board the approved SEEMP(Part II) and Confirmation of compliance pursuant to regulation 5.4.5 of MARPOL Annex VI by 31 December 2018"

上記 Note は、弊会に SEEMP Part II の審査をお申込みいただいた船舶は審査完了後、その他の船舶は 2019 年 1 月以降(SEEMP Part II 審査完了の有無に関わらず)サーベイスステータスから削除いたします。旗国主管庁又は弊会以外の代行機関に審査をお申込みされた場合で、サーベイスステータスからの削除をご希望される場合は、弊会までご連絡いただきますようお願いいたします。

2018 年 12 月 31 日に向けて、SEEMP Part II の審査及び確認書発行の申し込みが集中することが予想されますので、各管理会社様におかれましては、IMO DCS が適用となる管理船が期限までに要件に適合するよう、早目にご準備の上、審査申込みいただきますようお願いいたします。

なお、弊会ホームページにおきまして、SEEMP Part II の記載サンプル及び審査申込書を掲載しておりますので、ご参照ください。

掲載場所: ホーム>業務サービス>条約関連>エネルギー効率関連条約(IMO DCS 及び SEEMP)
URL: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/seemp/>

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部 環境部門

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd-env@classnk.or.jp